

現 行	令和6年度改正	備 考
<p data-bbox="299 516 1163 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="546 1446 914 1514"><u>令和5</u>年4月</p> <p data-bbox="973 1843 1329 1877">最終改正 <u>令和5</u>年4月1日</p>	<p data-bbox="1555 516 2418 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1801 1446 2169 1514"><u>令和6</u>年4月</p> <p data-bbox="2237 1843 2594 1877">最終改正 <u>令和6</u>年4月1日</p>	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第4章 サウンディング 27</p> <p> 第1節 標準貫入試験 27</p> <p> 第401条 目的 27</p> <p> 第402条 試験等 27</p> <p> 第403条 成果物 27</p> <p> 第2節 スウェーデン式サウンディング試験 27</p> <p> 第404条 目的 27</p> <p> 第405条 試験等 27</p> <p> 第406条 成果物 28</p> <p> 第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験 28</p> <p> 第407条 目的 28</p> <p> 第408条 試験等 28</p> <p> 第409条 成果物 28</p> <p> 第4節 ポータブルコーン貫入試験 28</p> <p> 第410条 目的 29</p> <p> 第411条 試験等 29</p> <p> 第412条 成果物 29</p> <p> 第5節 簡易動的コーン貫入試験 29</p> <p> 第413条 目的 29</p> <p> 第414条 試験等 29</p> <p> 第415条 成果物 29</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第4章 サウンディング 27</p> <p> 第1節 標準貫入試験 27</p> <p> 第401条 目的 27</p> <p> 第402条 試験等 27</p> <p> 第403条 成果物 27</p> <p> 第2節 スクリュウウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験) 27</p> <p> 第404条 目的 27</p> <p> 第405条 試験等 27</p> <p> 第406条 成果物 28</p> <p> 第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験 28</p> <p> 第407条 目的 28</p> <p> 第408条 試験等 28</p> <p> 第409条 成果物 28</p> <p> 第4節 ポータブルコーン貫入試験 28</p> <p> 第410条 目的 29</p> <p> 第411条 試験等 29</p> <p> 第412条 成果物 29</p> <p> 第5節 簡易動的コーン貫入試験 29</p> <p> 第413条 目的 29</p> <p> 第414条 試験等 29</p> <p> 第415条 成果物 29</p>	
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p> 34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p> 34. 「書面」とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p>	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p>第132条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内載荷試験</p> <p>第502条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<u>JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</u>及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p>第503条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値</p> <p>(2) 荷重強度－変位曲線</p> <p>(3) 地盤の変形係数</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<u>JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</u>及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p> <p>第2節 地盤の平板載荷試験</p> <p>第505条 試験等</p> <p>試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（<u>地盤の</u>平板載荷試験方法）によるものとする。</p> <p>(2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。</p>	<p>第132条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内載荷試験</p> <p>第502条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<u>JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</u>及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p>第503条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値</p> <p>(2) 荷重強度－変位曲線</p> <p>(3) 地盤の変形係数</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<u>JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</u>及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p> <p>第2節 地盤の平板載荷試験</p> <p>第505条 試験等</p> <p>試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（<u>地盤の</u>平板載荷試験方法）によるものとする。</p> <p>(2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。</p>	

地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

現 行	令和6年度改正	備 考
<p>第506条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521 (<u>地盤の</u>平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215 (道路の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p>第5節 現場透水試験 第515条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、<u>報告書用紙のJGS1614</u>によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 物理探査</p> <p>第2節 電気探査（比抵抗二次元探査） 第804条 業務内容 7. 報告書作成 第802条第<u>7</u>項に準じるものとする。</p>	<p>第506条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521 (<u>地盤の</u>平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215 (道路の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p>第5節 現場透水試験 第515条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙1314、<u>報告書用紙のJGS1614</u>によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 物理探査</p> <p>第2節 電気探査（比抵抗二次元探査） 第804条 業務内容 7. 報告書作成 第802条第<u>8</u>項に準じるものとする。</p>	